

1. ペット同行避難の受入れ

環境省は、東日本大震災での経験から、ペットを飼養している人が災害時に自宅等から避難する必要があるときは、飼い主の自己責任の下でペットを連れて避難する「同行避難」を推奨してきました。「同行避難」は、災害時に自宅等に留まることが危険だと判断した際に、人とペット双方の被害を避けるためにペットを連れて行う「避難行動」を意味します。我が国では、子どもの数よりも多くの犬や猫が飼育されており、災害発生時に指定緊急避難場所や指定避難所（以下、両方をまとめて指す場合は「緊急避難場所等」という。）に避難してくる住民等の中には、必ずペットと同行避難してくる方々が一定の割合で含まれます。

本項では、災害が発生した際に被災者が真っ先に向かう緊急避難場所等での受入対応にあたって、ペット連れの被災者の視点から見たチェック項目とその解説を記載しています。

<解説：指定緊急避難場所と指定避難所>

指定緊急避難場所・指定避難所等は、防災担当部局により、地域に応じた被害想定に基づいて、地震や豪雨による土砂崩れ、水害が起こらない場所、津波の被害にあわない場所など、災害種別ごとに安全な場所が指定され、住民に周知されています。

特に、指定緊急避難場所は、速やかな避難が必要な際に、とにかく一時的にでも避難する場所です。例えば津波や洪水の発生に備えた高台や強健なビルの上層階、土砂災害の心配が全くない場所等が指定されています。

また、避難所等の指定や運営に関しては、指定のための手引きや避難所運営ガイドライン等があり、平時の準備や災害時の対応等が取りまとめられています。

参照：指定緊急避難場所の指定に関する手引き（平成 29 年 3 月内閣府）

<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/shiteitebiki.pdf>

<解説：なぜ同行避難が必要なのか？>

災害時には何よりも人命が優先されますが、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難をすることは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要です。このことは、平成 7 年の阪神淡路大震災の活動報告書「兵庫県南部地震動物救援本部活動の記録（兵庫県南部地震動物救援本部活動の記録編集委員会編、1996）」でも述べられています。また、平成 12 年の三宅島噴火被害や平成 23 年の東日本大震災では、放浪状態のままに放置されて野犬化した犬が住民に危害をもたらす恐れや、不妊処置や去勢がされないまま放浪状態となった犬や猫が繁殖し、在来の生態系や野生生物に影響を与えるなどの恐れが生じたため、被災地に人員を派遣して、保護や繁殖制限措置を取らなければならない事態となりました。

こうした事後の問題を軽減するためにも、災害時のペットとの同行避難を推進することは必要です。

しかし、当然のこととして、飼い主とペットが安全に避難するには、飼い主自身の安全の確保が大前提となります。東日本大震災では、いったん避難した飼い主がペットを避難させるために自宅に戻り、津波に巻き込まれたケースや、発災が平日の昼間だったことから、飼い主が自宅にいなかったケースもありました。このように、災害が起こった時に飼い主がペットと一緒にいるとは限らないことや、人命を優先させるためにやむを得ずペットを自宅に残して避難せざるを得ない状況もあること、また、不測の事態によりペットとはぐれてしまうケースなどがあることも想定しておく必要があります。

こうした状況を踏まえた時、飼い主責任による同行避難を前提としながらも、個人での対応には限界がある場合に備え、自治体等が飼い主の支援体制や、放浪動物、負傷動物等の救護体制を整備することは、ペット飼養者だけではなく、被災者全体が安心して安全に避難するためにも重要です。

参照：人とペットの災害対策ガイドライン（平成 30 年 3 月環境省） p11

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3002.html

(1) ペット同行避難の受入れチェックリスト

<input checked="" type="checkbox"/>	確認事項	詳細	解説
<input type="checkbox"/>	緊急避難場所等での準備	飼い主が同行避難してきた際のペットの飼養スペースは準備できていますか。	<解説1>
<input type="checkbox"/>		緊急避難場所等は誰もが利用できる場所ですか。	
<input type="checkbox"/>		ペットを連れた被災者等への対応が十分に整理され、職員にも周知されていますか。	
<input type="checkbox"/>		緊急時に提供できる、ペットが最低限、雨風をしよげる場所を確保していますか。	
<input type="checkbox"/>	防災無線やSNSでの発信	効果的に避難を促すために、ペットとの同行避難を含めた伝達情報を定めていますか。	<解説2>
<input type="checkbox"/>		住民に避難を促すための手段を複数準備し、住民に周知してありますか。	
<input type="checkbox"/>		住民への情報の伝達手段にSNSの利用を導入し、周知していますか。	
<input type="checkbox"/>	要配慮者への対応	視覚障害、聴覚障害などを持つ方と身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）への対応準備はできていますか。	<解説3>
<input type="checkbox"/>	情報の周知	以上のような情報が担当職員や住民に周知されていますか。	<解説4>

(2) チェックリストの解説

<解説 1 >

- 緊急避難場所等での準備：緊急避難場所等でのペットの飼養スペースは準備できていますか。
- ・ 飼い主が同行避難をしてきた際のペットの飼養スペースは準備できていますか。
 - ・ 緊急避難場所等にはペットを連れた人も避難してきますので、誰もが利用できる場所であることが重要です。
 - ・ 指定緊急避難場所等でペットを連れた被災者等への対応が十分に整理・周知されていないことが原因で、現場で混乱が生じる事例がみられます。
 - ・ 大規模災害等では、被災者数が多く体育館等の緊急避難場所等に避難者が入り切れない事態が発生することもしばしばあります。
 - ・ その場合は当然ながらペットは飼い主とは別の場所に係留して世話をする必要があるため、少なくともペットに提供できる、最低限、雨風がしのげる場所を探しておく必要があります。
 - ・ ペットの飼育に使える場所を緊急避難場所等ごとに考えておきましょう。

参照：人とペットの災害対策ガイドライン³ P5, 11, 45-49

<解説 2 >

- 防災無線や SNS での発信：効果的に避難を促すために発信する情報を予め定め、その中にペットとの同行避難を含めていますか。
- ・ 自治体が住民に避難を促す際に、どのような事項をどのように伝達するか、予め決めておく必要があります。その際に、ペットの飼い主に同行避難を促すことを含めておくようにしてください。
 - ・ これまでの災害では豪雨や台風などの騒音で避難を促す防災無線が聞こえず、情報が住民に伝わらなかったことがあります。市区町村等の住民に直結した自治体は、地域の防災無線だけでなく、有線放送、ラジオなどで各家庭に正確な情報が伝わるように、様々な情報の伝達方法を準備し、それらの利用方法を周知しておきましょう。

³ 人とペットの災害対策ガイドライン：

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3002.html

- ・ 早急な避難を促すために SNS による発信が非常に有効です。災害時に利用できる機能等を検討・導入し、周知しましょう。なお、運用の際は、誤った情報が拡散しないよう注意しましょう。

<解説 3 >

□ 要配慮者への対応：視覚障害、聴覚障害などを持つ方と身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）への対応準備はできていますか。

- ・ 盲導犬や介助犬、聴導犬などの身体障害者補助犬は、障害を持った方々の手足となる重要な存在ですので、常に利用者とともに生活し行動する必要があります。市区町村の災害対応部局は保健衛生部局や福祉部局から身体障害者補助犬の利用者情報を入手して、該当する地域の避難所での受入れ態勢を整えるとともに、災害時にはいち早く避難指示を出して避難を支援する必要があります。

参照：人とペットの災害対策ガイドライン P73

都道府県身体障害者補助犬法担当窓口一覧（平成 30 年 12 月）

<https://www.hojoyoken.or.jp/outline/info/contact.html>

身体障害者補助犬実働頭数（都道府県別）（令和 2 年 4 月）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000646841.pdf>

<解説 4 >

□ 情報の周知：上記のような情報が担当職員や住民に周知されていますか。

- ・ 全ての緊急避難場所等で同行避難を受け入れる方針を明確にしている自治体等においても、現場の管理に携わる担当者等がそれを理解していなければ混乱するおそれがあります。
- ・ また、避難所のルールなどの基礎情報は、災害が起こった場合にすぐ必要となりますので、ペットの扱いを含め、平時に自治会や民生委員等を通じて周知しておくことが重要です。
- ・ スマートフォンやパソコンが普及している一方でこれらを利用しない人々も大勢いることを考え、印刷物等による情報の伝達、普及も行う必要があります。
- ・ ペットの受入れが困難な緊急避難場所等があれば、その周知を徹底しておくことは人命を守るためにも特に重要です。